

# 郷土のニュース

## ◆合併協定調印式

県内初協定書に調印—佐伯・南郡九市町村

佐伯市・南海部郡五町三村合併協定調印式が

三十一日、市内のホテルであつた。合併協議が調印まで達したのは県内では初めて。

これまでの合併協議会で承認された四十八項目からなる協定書に九市町村長が調印、合併の意思を確認した。今後、各市町村議会の九月定例会で合併議決を得る予定。全議会で議決されれば、同地域は合併実現へ大きく踏み出す。

調印式には、九市町村長のほか、特別立会人として広瀬勝貞知事、立会人として各市町村議会議長、区長会長らが出席。合併協議会事務局がこれまでの経過報告と協定書について説明。各市町村長が協定書に署名、押印した(中略)。

協定書は、これまでの協議会で承認した四十八項を明記。①合併方式は「九市町村による新設合併」②合併の期日は「二〇〇五年三月三日」③新市の名称は「佐伯

市」へ現実佐伯市

市」④新市の事務所の位置は「当分の間、現在の佐伯市役所。八町村の役場の位置に支所を置く」⑤議会議員の定数及び任期の取り扱いは「合併特例法の定数特例を適用。総定数は四十四人。九市町村に選挙区を設ける」など。

同地域は県内のトップを切って合併に取り組んできた。二〇〇〇年十二月、任意合併協議会を設立。〇二年五月に法定協議会が発足し、協議を重ねてきた。九つの自治体による合併は擦り合わせ事項も多く、約九百三平方キロとなる新市において周辺部の過疎化などへの不安

も聞かれた。ほかの枠組みを探る動きなどもあつたが、弥生町の住民投票や上浦町の合同合併方針表明などで足並みがそろい、この日の調印式に達した(以下略)。(『大分合同新聞』平成十五年九月一日版)



## ◆弥生町住民投票 「大同合併」に前進

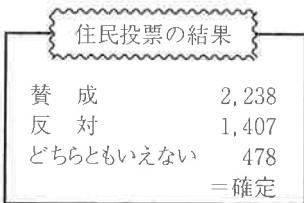
### 佐伯・南海部への参加に賛意

#### 現状の枠組みで町長表明

佐伯市・南海部郡の九市町村による「大同合併」への参加の是非を問う弥生町の住民投票は十八日開票され、「賛成」が過半数を上回った。こ

れを受けて一瀬茂亀町長は「現状の枠組みによる合併」の方針を表明した。県が示した合併パターンで協議

を進めてきた佐伯・南海部郡の大同合併は、二十四日の協議会で合併方式や期日、新市の名称など合併協定書を可決、三十日に広瀬勝貞知事らを立合人に合併協定調印が予定されており、県内のトップを切る合併に向けて大きく前進する（『朝日新聞』平成十五年八月十九日）。



公有水面の埋め立て免許取り消しを求めた訴訟の第一回頭弁論が二十三日、大分地裁（関美都子裁判長）であり、県は訴えの却下を求める答弁書を提出した。

県は「原告は磯草の権利を持つていない。仮に権利があるとしても、公有水面埋立法で定められた権利を有する者には該当しない」と主張した。

原告・原告側代理人は「海は汚れると二度と元に戻らない。きれいな海を将来に引き継がなければならない」と意見陳述した。

訴状によると、県は海面約十七・三ヘクタールを埋め立てる佐伯湾大入島廃棄物処理事業を計画し、県漁協は漁業権の放棄を決議。県は公有水面埋立法に基づいて埋め立て免許を出願し、今年一月、知事は埋め立てを許可した（『大分合同新聞』平成十五年六月二十四日版）。

### ◆「原告に磯草の権利ない」と県

#### 大入島埋め立て訴訟

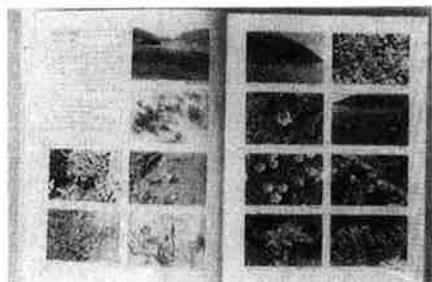
佐伯市大入島石間区と同区の住民八人が「磯草の権利を持つ住民の同意がない埋め立ては違法」として、県に

### ◆ふるさとの植物図鑑

#### 九〇〇種掲載 蒲江町が発行

蒲江町が『蒲江町植物図鑑』（B5判、二五四ページ）を発行した。カラー写真をふんだんに使い、貴重なグンバイヒルガオなど、町内に生息する約九百種類の植物を

掲載している。



カラーフィルムによる植物の写真

二〇〇〇年度から三年間に使用された植物の写真をふんだんに使用する。真柴茂彦さん（佐伯市）は、作製を依頼。真柴さんは、○一年度で町内を歩き回り、さまざまな植物を写真に収めた。○二年は、レイアウトや印刷など製

本作業にあたった。

町は「町内には貴重な植物を含め、多種の草花が生えている。豊富な自然、身近な植物の分かる本が欲しいとの声もあつたので作製した」としている。

千部発行。一冊千五百円で販売する。問い合わせは町教委（『大分合同新聞』平成十五年五月十六日版）。

#### ◆漁業補償取り消しで

大入島住民が是正申し入れ

佐伯市大入島の埋め立て事業に反対する地元住民らが

十二日、「県漁協佐伯支店が組合にいつたん支払った漁業補償金を取り消したのはおかしい」と主張し、県漁政課に調査とは正措置を求める申し入れ書を提出した。

関係者によると、県漁協には県と国から漁業補償金計二億三千万円が支払われ、同支店は補償金配分委員会の決定に基づいて五月一日に漁協補償金を組合員の口座に振り込んだ。その後、一部の委員が疑義を申し立て、漁協の普通貯金規定に基づいて約百九十人分の振り込みを取り消した。埋め立てに反対する数人は、既に返還手続きを取っていた。

和久博至佐伯市議らは「説明もなく勝手に振り込まれ、取り消された。事実を調査してほしい」と県に要請。県漁政課は「配分委員会の審議経過など事実関係を調査する」と答えた。

県漁協本店は「法的におかしい部分は一切ない」としている（『大分合同新聞』平成十五年五月十三日版）。